

令和2年4月28日提供

問い合わせ先	
担当課	産業振興局 商工労働部 産業政策課
直通	072-228-7414
内線	3510、3512
FAX	072-228-8816

中小企業、個人事業主向けに大阪府と共同で 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）を支給します

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な被害を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする支援金を大阪府と共同で下記のとおり、支給します。

記

1. 対象者 令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、次の①から③の要件を全て満たすことが必要です。
 - ①大阪府内に主たる事業所を有していること
 - ②大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。
(食事提供施設の運営事業者は、営業時間短縮等の協力を行った場合のみ)
 - ③令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。
2. 支援金概要
 - (1)支給金額 中小企業 100万円
個人事業主 50万円
 - (2)申請受付 大阪府の申請事務局にて以下の期間、申請を受付
令和2年4月27日(月)～同年5月31日(日)
(当日消印有効)
3. 申請相談窓口 休業要請支援金相談コールセンター(令和2年4月22日開設)
開設時間 <5月11日まで> 9時～19時(土日祝日を含む毎日)
<5月12日以降> 10時～17時(日曜日を除く毎日)
電話番号 06-6210-9525 FAX番号 06-6210-9504

※申請手続き等の詳細については、以下の大阪府のホームページ及び別紙をご覧ください。

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>